

生物多様性条約COP10/MOP5における主要議題について

主要議題の項目		概要
COP10 重要課題	条約戦略計画の 改定 (ポスト2010年 目標)	<ul style="list-style-type: none"> ・COP6(2002年)で採択された現行の条約戦略計画を改定。ポスト2010年目標(ナゴヤ・ターゲット)を掲げるとともに、今後の重点活動を提示。 ・達成状況の評価(GB03)に基づく、短期・長期の目標設定、計測可能で取組の促進につながる目標設定が課題。
	遺伝資源の取得 と利益配分(ABS)	<ul style="list-style-type: none"> ・COP6において、遺伝資源の取得と利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関するボン・ガイドラインが採択。 ・しかし、法的拘束力のないガイドラインでは不十分との主張もあり、COP10(2010年)に向けて新たな国際的枠組を検討。(ナゴヤ・レジーム)
COP10 詳細点検課題	内陸水の生物多 様性	<ul style="list-style-type: none"> ・ラムサール条約との連携・協調の推進が主な議題。 ・COP9(2008年)において、ラムサール条約との新たな共同作業計画(2007-2010年)を採択。
	海洋及び沿岸の 生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・COP9で海洋保護区の設定に関する科学的基準を採択。今後、当該基準を用いた環境評価及び海洋保護区特定のためのガイダンスを策定する予定。
	山地の生物多様 性	<ul style="list-style-type: none"> ・COP7(2004年)において本分野の作業計画を採択。締約国に対し、山地の生物多様性の保護・復元・再生など、作業計画で示された活動の優先順位付けと、その生物多様性国家戦略への組み込みを推奨。 ・森林、内陸水など他の作業計画との重複排除が課題。
	保護地域	<ul style="list-style-type: none"> ・陸域における保護地域の指定は進んでおり、今後は、決議・作業計画に基づく管理の向上、能力養成、資金動員、海域保護区の指定などが課題。
	生物多様性の持 続可能な利用	<ul style="list-style-type: none"> ・SABSTTA14においてバイオ燃料と併せて議論予定。 ・COP7(2004年)において、生物多様性の持続可能な利用に関するアジスアベバ原則・ガイドラインを採択。
	(バイオ燃料)	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオ燃料の生産・利用の急速な拡大を背景として、新たに議論が開始されたところ。 ・COP9において、バイオ燃料の正の影響を促進し負の影響を最小化するための適切な政策フレームワークの作成等について決議。 ・COP10までにこのような対策を促進するための地域ワークショップが開催される見込み。
	(SATOYAMAイニ シアティブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・わが国より、二次的自然資源の持続可能な利用に関する国際的モデルとして、SATOYAMAイニシアティブの成果をインプット。
	生物多様性と気 候変動	<ul style="list-style-type: none"> ・COP9において、気候変動枠組み条約における種々の検討作業への生物多様性条約からのインプットの内容等について検討を行うための専門家グループ設置が決定。 ・COP10までに、2回の専門家会合を開催し、気候変動の緩和(REDD含む)、適応方策について議論。

COP10 その他の課題	伝統的知識(第8条j項)	<ul style="list-style-type: none"> ・先住民・地域住民の伝統的知識の尊重・保存・維持及びその活用から生じる利益の衡平な配分が条約第8条j項に規定。 ・COP10においては、作業計画の履行状況のフォロー及び優先順位付け、COP9で採択された「先住民・地域住民の文化的・知的遺産に関する倫理規範(案)」の継続検討が課題。
	クリアリングハウスメカニズム(CHM)	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性の保全に係る技術的・科学的協力の推進のためのメカニズムとして設立。 ・わが国では、生物多様性センターがフォーカルポイントとなり、2004年から日本語版のCHMを本格運用。今後、活動の強化や途上国のキャパシティビルディングが課題。
	技術移転及び協力	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動技術イニシアティブ(CTI)に着想を得た、生物多様性技術イニシアティブ(BTI)の創設が論点。 ・条約実施レビュー作業部会(WGRI3)でも検討
	責任と救済	<ul style="list-style-type: none"> ・条約14条に規定する、生物多様性の損害に対する責任及び救済についての措置のあり方が課題。
	ビジネスと生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・COP9において、ビジネス界の参画を強化するための協力等を締約国に要請すること等が決議。 ・COP9ハイレベルセグメントにおいて、ドイツ政府が「ビジネスと生物多様性イニシアティブ」を立ち上げ。
	都市と生物多様性	<ul style="list-style-type: none"> ・COP9においては、同時期に開催された「都市と生物多様性市長会議」がとりまとめたボン宣言がハイレベルセグメントに提出。また都市・地方自治体と生物多様性についての初の決議を採択。
	南々協力	<ul style="list-style-type: none"> ・南々協力のための多年度行動計画の策定が課題。 ・COP9の決議に、COP10にあわせた南々協力フォーラムの開催支援等が盛り込まれている。
	資金メカニズム	<ul style="list-style-type: none"> ・条約の目的達成のための資金動員戦略がCOP9で採択。既存の資金制度の強化、南々協力の推進、革新的資金メカニズムの探求など。WGRI3で実施状況等を検討。 ・ライフウェブイニシアティブ、クリティカル・エコシステム・パートナーシップ基金、地球環境ファシリティ等のメカニズムの生物多様性条約の履行推進にむけた活用が課題。 ・また、ドイツが「生物多様性版スターンレビュー」として開始した生態系サービスに関する経済学(TEEB)の分析、UNEP等による生態系サービスへの支払いに関する検討も課題。
	世界植物保全戦略	<ul style="list-style-type: none"> ・COP6で採択され、世界的な植物保全のための目標を提示。2010年为目标年。条約戦略計画とあわせてCOP10において改定を検討。
	侵略的外来種	<ul style="list-style-type: none"> ・侵略的外来種に関する国際的な規制枠組みの不整合の解消が課題。

	科学的基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・CBD関連の取組として、生物多様性に関する科学的基盤の強化を図るための国際協力の推進が課題。 ・WGRI3で、科学と政策のインターフェイス(IPBES)について検討。 ・COP4で決定された「世界分類学イニシアティブ(GTI)」のほか、2008年に開始された生物多様性観測ネットワーク(GEO-BON)、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)などを推進。
MOP5	責任と救済(議定書27条)	<ul style="list-style-type: none"> ・議定書27条では、遺伝子組み換え生物の国境を越える移動から生じる「損害」についての「責任と救済」に関する規則を作成することが求められている。 ・具体的な規則の内容について、行政的アプローチ、民事責任等の各要素を法的拘束力あるものとするかを含めて、COP10までに作業部会を開催し検討を行う予定。